

申請様式、参考資料等

本制度にかかる申請様式や実施要綱、より詳細な整備基準等については、福井市のホームページに掲載しています。

本事業に関し、ご不明な点などがございましたら、
お気軽にお問い合わせください。



ホームページにはQRコードからもアクセスできます。

お問合せ先

福井市 借上市営住宅

検索



福井市建設部建築事務所 市営住宅課（福井市役所本館4階）

TEL：0776-20-5570

Mail:shiju@city.fukui.lg.jp

HP：<https://www.city.fukui.lg.jp/kurasi/jutaku/sieijjutaku/p026511.html>



福井市
Fukui City

福井市借上市営住宅モデル事業

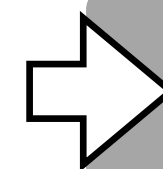
空きアパート・マンションをお持ちの皆様

福井市では、借上市営住宅モデル事業の

登録物件を

（共同住宅・長屋）

募集します

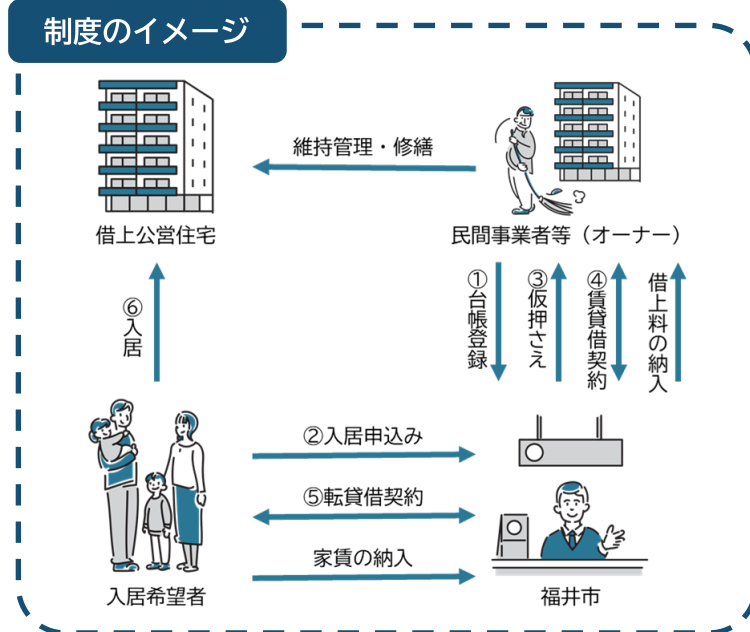


当事業にご協力いただける方は、
本パンフレットをご覧ください

福井市建設部建築事務所 市営住宅課

事業の概要

福井市借上市営住宅は、民間事業者等が建設・保有する共同住宅または長屋を福井市の台帳に登録して、住宅困窮者の申込があった際に市が借上げ、市営住宅として転貸するものです。登録された住宅は市が借り上げるまでは、通常の賃貸住宅として入居者を募集することが可能です。



住宅の主な基準 ※詳細は、要綱をご覧ください

借り上げる住宅の主な基準は次のとおりです、詳細な基準については、福井市ホームページまたは問い合わせ先にてご確認ください。

1 住宅の所在地

- 福井市内の居住誘導区域内、かつ、土砂災害警戒区域外にあること
- 国道、県道、市道のうち除雪路線又は消雪路線に位置付けられた道路に接していること

2 住宅の構造及び耐用年限等

- 既存の共同住宅または長屋であること(1戸単位で借り上げます)
- 昭和56年6月1日以降に着工し検査済証等の交付を受けていること(新耐震基準に適合していること)
- 築年数が耐火構造の場合60年以内、準耐火構造の場合35年以内であること(登録時点)。
- 法令で定められた法定点検が実施されていること
- 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等であること
- 4階以上の住宅はエレベーターがあること

など

3 住宅内の基準

- 専用床面積が25㎡以上であること
- 居室、台所、玄関、便所、浴室、洗面所(ユニットバス含む)が設けてあること
- 住宅内に階段がないこと。
- 公共下水道への接続がなされていること
- 便器は腰掛式(洋式)であること

など

事業者(オーナー)の要件 ※詳細は、要綱をご覧ください

- 共同住宅等及びその敷地について、権原を有していること
- 市税を滞納していないこと
- 本人(法人である場合は、役員)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員又は暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと

など

借上に関する内容・要件 ※詳細は、要綱をご覧ください

- 3年間で、原則自動更新とします
ただし、この期間内であっても、入居者が退去した場合は、解約させていただきます
本人の責がない場合において、正当事由がない限りは貸主からの契約解除はできません
- 借上料は事業者(オーナー)と福井市で協議して決定します
ただし、「近傍同種の住宅の家賃」かつ、25㎡から40㎡までは45,000円以内、40㎡以上は65,000円以内となります
- 借上料以外の金銭(例:敷金、礼金、更新料等)は、お支払することができません
共益費及び敷地内駐車場使用料はお支払します

など

登録方法について

1 申請受付

【受付時間】8時30分～17時15分(土・日・祝日を除く)

【申請先】福井市建設部建築事務所 市営住宅課(福井市役所本館4階)

2 申請に必要な書類

- 借上市営住宅登録台帳登録申請書
- 添付書類(物件目録、役員名簿、賃貸借契約書、建築時の契約書等)
※詳細は、福井市ホームページまたは問い合わせ先にて、ご確認ください。
※借上時に、追加でご提出が必要となる書類があります。

3 審査・決定

【審査方法】

登録申請のあった住宅について、福井市借上市営住宅整備基準に基づき、登録の決定をします。

【登録決定・不決定】

審査終了後、速やかに登録決定・不決定を通知します。